

[事案 2019-168] 契約解除取消請求

・令和2年10月8日 裁定不調

<事案の概要>

募集人による不告知教唆等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

肺腺がんで入院したため、平成30年8月に契約した医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。しかし、告知事項は、募集人の誘導に従って回答したにすぎず、告知義務違反には該当しないため、契約解除を取り消してほしい。また、十分な告知サポートを受けられず、無保険状態になってしまったため、被った損害に対する損害賠償金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、契約前に変形性腰椎症で通院し、診察・投薬を受けており、また契約前の健康診断においても、要精密検査、要再検査の指摘を受けていた事実が認められ、告知義務違反に該当する。
- (2) 申立人が、不告知事実である通院歴や健康診断結果について、募集人に伝えた事実はなく、不告知教唆等の事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および告知時の状況等について把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不告知教唆があったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、通常、自らが募集する際は、被保険者に、告知書の確認事項の確認ボックスにチェックを入れてもらおうと陳述しているが、本件において申立人のチェックはなされておらず、告知の重要性が伝えられていたのか、確信が持てない。
- (2) 申立人は、別保険に加入しており、本契約にあえて加入する必要性はなく、募集人も乗り換えに伴うリスクについて十分に説明していないことを認めている。